

国立大学法人東京外国語大学学部及び大学院総合国際学研究所教職課程運営委員会規程

〔平成18年10月25日〕
規則 第 54 号

改正 平成21年 3月31日規則第112号 平成24年 4月24日規則第97号

（設置）

第1条 東京外国語大学学部教授会通則規程（平成24年規則第112号）第6条に基づき、言語文化学部及び国際社会学部（以下「学部」という）並びに大学院総合国際学研究所における教職課程カリキュラムの適切な編成・実施及びその改善・充実を図り、教職課程の運営や教職指導を責任を持って行うため、教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1 名
- (2) 副学部長 2 名
- (3) 教職に関する科目担当の大学院総合国際学研究院教員 4 名
- (4) 英語の教科に関する科目担当から選出された大学院総合国際学研究院教員 1 名
- (5) 国語の教科に関する科目担当から選出された大学院総合国際学研究院教員 1 名
- (6) 社会・地理歴史・公民の教科に関する科目担当から選出された大学院総合国際学研究院教員 1 名
- (7) 学長が指名する者若干名

（任期）

第3条 前条第3号から第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第7号の委員の任期については、学長の在任期間を超えることはできない。

（審議事項）

第4条 委員会は、次の各号の事項を審議する。

- (1) 教職課程カリキュラム編成に関する事項
- (2) 教育実習に関する事項
- (3) 介護等体験に関する事項
- (4) その他教職課程に関する事項

（会議）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

第6条 委員会の定足数、運営等は、東京外国語大学学部会議通則（平成24年規則第110号）を適用する。

（庶務）

第7条 委員会に関する庶務は、教務課において処理する。

(細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月25日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月24日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学学部及び大学院総合国際学研究科教職課程運営委員会規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。